



南阿蘇村告示106号

南阿蘇村住民監査（職員措置）請求に係る勧告について

南阿蘇村住民監査（職員措置）請求（南阿監第25号）について、別紙のとおり南阿蘇村長に勧告しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により公表します。

令和3年12月 6日

南阿蘇村監査委員 吉里 啓文



南阿蘇村監査委員 橋本 功

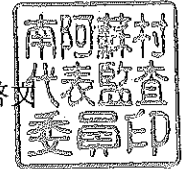




南阿監第 74号
令和3年12月 6日

南阿蘇村長 吉良 清一 様

南阿蘇村監査委員 吉里 啓文



南阿蘇村監査委員 橋本



南阿蘇村住民監査（職員措置）請求について（勧告）

令和3年10月7日、南阿蘇村大字 [REDACTED] 氏から別紙のとおり地方自治法第242条第1項の規定に基づく措置請求があり、監査を行った結果、請求に理由があると認められるので必要な措置を講じられるよう、下記により勧告します。

記

1 監査の対象

令和3年10月7日付け、南阿監第25号

令和2年同和对策費研修旅費（支出額 1,114,920円）

※令和3年11月11日付け、南阿監第53号で受理

2 請求の要旨

令和2年度南阿蘇村一般会計予算、同和对策費で予算執行された公金支出について、開示請求した資料、関係職員の説明等を精査した結果、同和对策費研修旅費の財務会計上の行為について、監査を求める。本件請求において対象となる財務会計上の行為について請求人が求める措置の内容は次のとおりである。

○請求の理由（措置請求書原文より抜粋）

令和2年同和对策費研修旅費（支出額 1,114,920円）は、明らかに公務出張の事実がない。新型コロナウイルス感染症蔓延のため、全国の研修会等は中止となっており、公務出張の事実がないのに支出されたものであることが開示請求により明らかになった。本件は出張の事実がないカラ出張を村長が容認し公金を支出している。令和2年度の不明な公金については、全額を村長に返還を求める。

3 監査の結果

○提出書類及び事情聴取により確認した内容

令和2年度研修旅費の使途について審査したところ、1,114,920円についての出張の事実はなく、カラ出張であることが判明した。

概算払いや出張したとされる日の後日に通常払いで支出を行い、職員が会計課窓口で受領し、出張したとされる個人、代表者等に現金を手渡ししていた事実であった。

(事実内容)

- ① 令和2年5月1日、負担行為兼命令で起票し、5月8日に概算払いで支出
【名目】5月21日～23日 ████████ 集会事前協議（於：東京都）
（4名出張分）321,200円
【事実】令和2年5月8日に当時の担当職員が受領し、██████氏へ現金手渡し
- ② 令和2年8月6日、負担行為兼命令で起票し、8月6日に概算払いで支出
【名目】8月11日～13日 ████████ 集会事前協議（於：東京都）
（1名出張分）80,300円
【事実】令和2年8月6日に当時の担当職員が受領し、██████氏へ現金手渡し
- ③ 令和2年11月11日、負担行為兼命令で起票し、11月19日に通常払いで支出
（旅行終了後に通常払いしている。）
【名目】令和2年10月20日～21日 ████████ へコロナ禍による陳情等
のため（於：東京都）（7名出張分）505,820円
【事実】令和2年11月19日に当時の担当職員が受領し、██████氏へ現金手渡し
- ④ 令和2年12月10日、負担行為兼命令で起票し、12月17日に通常払いで支出
（旅行終了後に通常払いしている。）
【名目】令和2年11月26日～27日
██████████への陳情（於：東京都）（3名出張分）207,600円
【事実】令和2年12月18日に当時の担当職員が受領し、██████氏へ現金手渡し

4 勧告の内容

勧告の内容については、上記提出書類及び事情聴取により確認した上記事実内容①～④までの支出額1,114,920円については、不当な公金支出と判断した。

よって、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、下記のとおり公金返還について南阿蘇村長に対して勧告する。

なお、南阿蘇村長は、支出された相手方（個人等）に対し、請求されるか、自ら返還されるかはお判断いただきたい。

このような不正行為は、地方公務員への不信感を惹起させ、行政に対する信頼を損なう大きな問題であるので、公務員の倫理の確立と適正な予算の執行を図られるよう強く求める。

不当な公金の支出については、次のとおりとする。

記

- 一、返還すべき金額 1, 114, 920円
- 一、返還すべき期限 令和3年12月20日